

「令和2・3年度 利賀ダム水理模型実験業務」の参加者の有無を確認する
公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

令和2年7月9日

分任支出負担行為担当官

北陸地方整備局利賀ダム工事事務所長 田村 利晶

1 当該招請の主旨

本業務については、利賀ダム本体設計のための基礎資料として、洪水吐きの水理模型実験を実施し、その流況状況及び水理特性の検討内容を評価するものであるため、大規模かつ特殊な実験設備を有するとともに、実験結果の評価・分析等には高度な技術力が必要であることから、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、3.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本業務に必要な要件を有している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続に移行する。

なお、3.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2 業務概要

(1) 業務名 令和2・3年度 利賀ダム水理模型実験業務
(電子入札対象案件) (電子契約対象案件)

(2) 業務内容 本業務は、利賀ダム建設事業に係るダム本体設計のための基礎資料として、洪水吐き及び減勢工の水理模型実験を実施し、流況及び水理特性の検討を評価するものである。

(3) 履行期間 契約締結の翌日から令和4年3月25日まで

(4) 本業務は提出資料等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

(5) 予定価格が1,000万円を超える場合、本業務は「低価格受注業務がある場合における予定管理（主任）技術者等の手持ち業務量の制限等」の試行業務となる。

(6) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。

(7) 本業務は、若手技術者の育成支援を目的として、予定管理技術者の随行者として予定担当技術者又は技術提案書提出者と直接的雇用関係がある若手技術者を技術提案書のヒアリングに参加させたい場合、技術提案書提出者からの申し出により参加を認める試行業務である。

3 応募要件

参加意思確認書を提出できる者は、以下の要件を満たしていること。

(1) 基本的要件

アに掲げる資格を満たしている単体企業又はイに掲げる資格を満たしている設計共同

体であること。

ア. 単体企業

- 1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く）における平成31・32年度の土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者であること。
- 3) 参加意思確認書の提出期限の日から見積合わせの時までの期間に、北陸地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

イ. 設計共同体

以下に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（巻末資料1「本入札手続きに係る期間等」（1）の日付け北陸地方整備局長）に示すところにより北陸地方整備局長から令和2・3年度 利賀ダム水理模型実験業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。

- 1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く）における平成31・32年度の土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を設計共同体を構成する構成員それぞれが受けている者であること。
- 3) 参加意思確認書の提出期限の日から見積合わせの時までの期間に、北陸地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

- ① ダム水工に関する高度な専門知識を有していること。
- ② ダムの放流設備の水理模型実験の実施に関して、実験内容の企画や実験手法の決定、実験の品質管理を適切に行うための幅広い知見を有していること。
なお本業務では、上記の専門知識を踏まえ、以下の能力を有するものである事を確認する。
ア) ダムの放流設備を対象とした水理模型実験及びその評価・分析の結果の妥当性を適切に判断できる能力。
イ) ダムの設計施工全般に関する専門知識を有し、安全性や周辺環境・景観に配慮しつつ、コスト縮減に関する提案ができる能力。

(3) 設備・システムに関する要件

- ① 利賀ダムの全体模型実験の実施が可能な規模及び給水設備を備えた屋内水理実験場を有すること。
- ② 風雨の影響を受けない屋内に9m以上×9m以上の模型設置スペースが確保できること。
- ③ 全体模型の検討では120リットル/秒の給水を念頭に、流量が安定した状態で連続して運転可能な所要のポンプ設備を備えていること。
- ④ 給水施設及び流量制御施設は、誤差1%以内で流量の制御が可能で、年1回以上検定されたものであること。

- ⑤ 正確な水理現象の把握が可能な計測機器として、0.1 mm単位で計測可能な水位計、貯水池内の微流速及び合流部下部の高速流の計測が可能な流速計及び1 mm 単位で水頭の計測が可能な圧力計を有し、当該水理模型実験に設置可能で年1回以上検定されたものであること。
- (4) 中立性・公平性に関する要件
建設業許可業者などと資本・人事面等において関係がないこと。
参加意思確認書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(参加者の有無を確認する公募手続きに係る説明書参照)
なお、本業務に参加できないにもかかわらず、特定に至った場合においては、指名停止要領に基づく指名停止等を行うことがある。
- (5) 守秘性に関する要件
① 守秘義務の遵守及び違反した際の適切な罰則などについて社則などに明記・公表していること。
② 守秘義務の遵守に関する講習会・研修等を定期的実施していること。
- (6) 業務実績・業務執行体制に関する要件
1) 業務実績に関する要件
① 同種又は類似業務等の実績
参加意思確認書の提出者は、平成22年度以降公示日までに元請けとして完了した業務において、公共事業を実施する国、都道府県、政令市、(独)水資源機構が発注した下記[1]若しくは[2]又は[3]の実績を有すること。(再委託による業務の実績は含まない)
設計共同体の場合は、構成員それぞれが下記[1]若しくは[2]又は[3]の実績を1件以上有すること。
なお、政令市になる前に発注した業務は、政令市発注業務としての取り扱いはしない。
[1] 同種業務：ダム洪水吐きの水理模型実験に関する業務
[2] 類似業務：同種業務以外のダム水理模型実験に関する業務
[3] 研究：ダム水理模型実験による調査又は評価に関する研究
② 実績として挙げた個々の業務成績が60点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成14年9月5日付け国官技第142号)、「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成20年9月26日付け国官技第126号)、「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成23年3月28日付け国官技第361号)及び「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成30年1月4日付け国官技第187号)に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。
③ 国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注(港湾空港関係事務に関することを除く)の平成27年度～30年度に完了しTECRISに登録されている業務のうち、業種区分が土木関係建設コンサルタント業務、測量及び地質調査業務の企業成績評定の平均点が、60点以上であること。
なお、当該期間の国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注(港湾空港関係事務に関することを除く)業務の業務成績を評価できない場合は、この限りではない。
- 2) 業務執行体制に関する要件
配置予定技術者は、以下のいずれかの資格を有する者とする。なお、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相

当又はR C C M相当との国土交通大臣認定（旧建設大臣を含む。以下同じ。）（土地・建設産業局（旧総合政策局も含む。以下同じ。）建設市場整備課）を受けている必要がある。

また、参加意思確認書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加意思確認書を提出することができるが、この場合、参加意思確認書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定されるためにはプロポーザル方式への参加者の選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

選定通知の日は**巻末資料1「本入札手続きに係る期間等」(2)**の日を予定する。

① 予定管理技術者に求める資格

予定管理技術者が以下の要件を満たさない場合は、技術提案書の提出者として選定されない。

- ・技術士（総合技術監理部門－建設）
- ・技術士（建設部門）
- ・国土交通省登録技術者資格（施設分野：河川・ダム－業務：計画・調査・設計）
- ・R C C M（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- ・土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1級）（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く）
- ・博士（工学）

② 配置予定の管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

予定管理技術者は、1) ①及び② 参加意思確認書の提出者に対する要件に示される実績を有すること。（再委託による業務の実績は含まない）ただし、管理（主任）技術者又は担当技術者として担当した業務とする。

なお、上記の期間に、産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する休業）及び介護休業（同条第2号に規定する休業）（以下単に「休業」という。）を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間（以下「評価対象期間」という。）を延長することができるものとし、この場合においては、休業を取得したことを証明する書類を添付する。

4 応募要件を満たす者のうち技術提案書の提出者を選定するための基準

(1) 参加意思確認書の提出者の経験及び能力

建設コンサルタント登録等、同種又は類似の業務の実績、業務成績、業務表彰。

設計共同体の場合は、構成する者の評価の平均により評価する。

(2) 予定管理技術者の経験及び能力

資格、同種又は類似の業務の実績、技術者成績、技術者表彰、手持ち業務の状況。

5 プロポーザル方式による技術提案書を特定するための評価基準

(1) 予定技術者（予定管理技術者、予定担当技術者）の経験及び能力

配置予定の技術者の資格、同種又は類似業務の実績内容、担当した業務の技術者成績、技術者表彰。

(2) 実施方針、実施フロー、工程表等

業務内容の理解度、実施手順及び工程表の妥当性等

- (3) 評価テーマ
評価テーマの的確性、実現性

6 手続等

(1) 担当部局

〒939-1363 富山県砺波市太郎丸1-5-10
北陸地方整備局 利賀ダム工事事務所 総務課
電 話 0763-33-4701 F A X 0763-33-6213

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

説明書の交付期間は、**巻末資料1「本入札手続きに係る期間等」(3)**のとおり。
説明書等は、電子入札システムからダウンロードすることにより交付する。
運用及び操作の詳細については以下のアドレスを参照のこと。

アドレス：<http://www.e-bisc.go.jp/>

なお、電子入札システムからダウンロードできない場合は、6(1)に電話又はFAXにより申し込むこと。ただし、FAXによる場合は、着信確認を行うこと。

交付方法：交付期間内に必着で、切手を添付した返信用封筒及びCD等を同封し、6(1)へ郵送すること。CD等に複製したものを折り返し郵送する。
(窓口交付は行わない。)

(3) 参加意思確認書の提出期限並びに提出場所及び方法

巻末資料1「本入札手続きに係る期間等」(4)の日時までに電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)する場合は、**巻末資料1「本入札手続きに係る期間等」(4)**の日時までに必着で6(1)に1部を郵送するものとし、電送又は電子メールによる提出は受け付けない。

(4) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

巻末資料1「本入札手続きに係る期間等」(5)の日時までに電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)する場合は、**巻末資料1「本入札手続きに係る期間等」(5)**の日時までに必着で6(1)に1部を郵送するものとし、電送又は電子メールによる提出は受け付けない。

7 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金
免除
- (3) 契約書作成の要否 要。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口 上記6(1)に同じ。
- (5) 上記3(1)アに掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない単体企業又イに掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの(一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。)も上記6(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (6) 詳細は説明書による。

－ 以 上 －

巻末資料1 「本入札手続きに係る期間等」

下記に示す日程については、土曜、日曜、祝日を除くものとする。

- (1) 競争参加者の資格に関する公示日
令和2年7月9日(木)
- (2) 選定通知日
令和2年7月31日(金)
- (3) 説明書の交付期間
令和2年7月9日(木) から
令和2年8月21日(金) までの毎日、
9時00分から17時00分まで
- (4) 参加意思確認書の提出期限
令和2年7月21日(火) 12時00分
- (5) 技術提案書の提出期限
令和2年8月24日(月) 12時00分